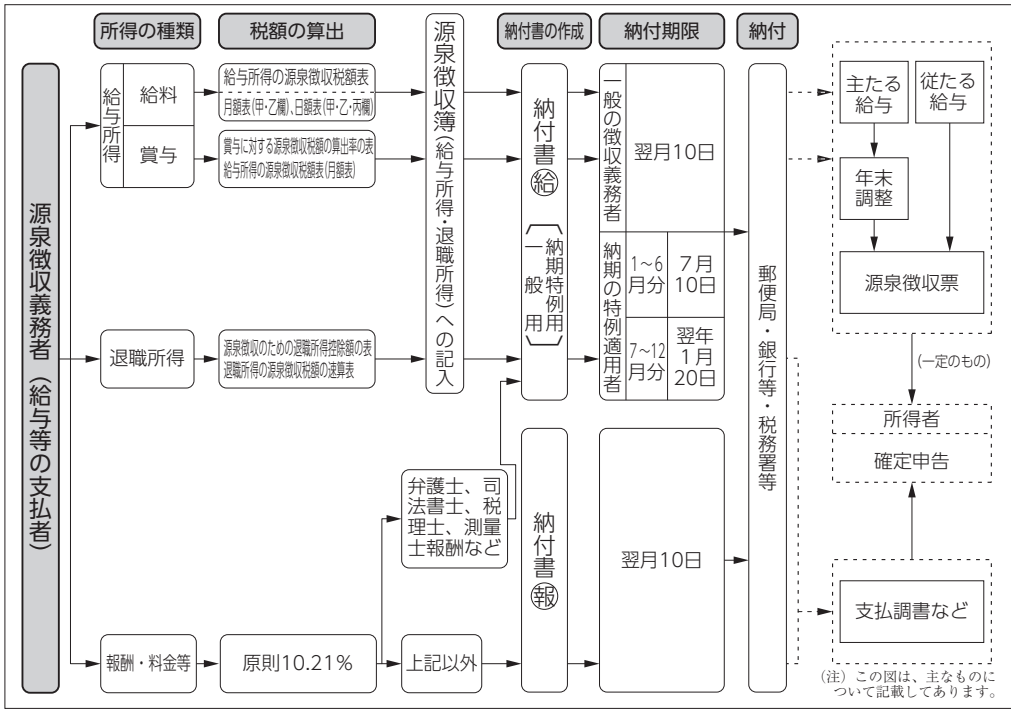


図1 源泉徴収事務の流れ



出典：「令和元年度図解 源泉所得税」（青木幸弘編、大蔵財務協会刊）

源泉徴収義務者（給与等の支払者）は、給与等の支払額に基づき、給与所得の源泉徴収税額表（月額表（甲・乙欄）、日額表（甲・乙・丙欄））を用いて、給与に対する源泉徴収税額の算出率の表（給与所得の源泉徴収税額表（月額表））に基づき、源泉徴収税額を算出し、給与の支払額から源泉徴収税額を控除した金額を、給与の支払者に支払う。源泉徴収税額は、原則として、給与の支払額の10.21%に算定される。ただし、給与の支払者が、源泉徴収税額の算出率の表に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

医院経営を行っている場合、源泉所得税（復興特別所得税含む）が徴収されるか、源泉所得税を徴収し納付する事務が発生します。今年の税制「改正」で、来年からは源泉所得税の推計課税が可能となります。そこで、医院経営にとっての源泉所得税の再確認をおきたいと思います。

1. 医院経営と源泉所得税
医院経営を行っている場合、源泉所得税（復興特別所得税含む）が徴収されるか、源泉所得税を徴収し納付する事務が発生します。今年の税制「改正」で、来年からは源泉所得税の推計課税が可能となります。そこで、医院経営にとっての源泉所得税の再確認をおきたいと思います。

源泉徴収義務者（給与等の支払者）は、給与等の支払額に基づき、給与所得の源泉徴収税額表（月額表（甲・乙欄）、日額表（甲・乙・丙欄））を用いて、給与に対する源泉徴収税額の算出率の表（給与所得の源泉徴収税額表（月額表））に基づき、源泉徴収税額を算出し、給与の支払額から源泉徴収税額を控除した金額を、給与の支払者に支払う。源泉徴収税額は、原則として、給与の支払額の10.21%に算定される。ただし、給与の支払者が、源泉徴収税額の算出率の表に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

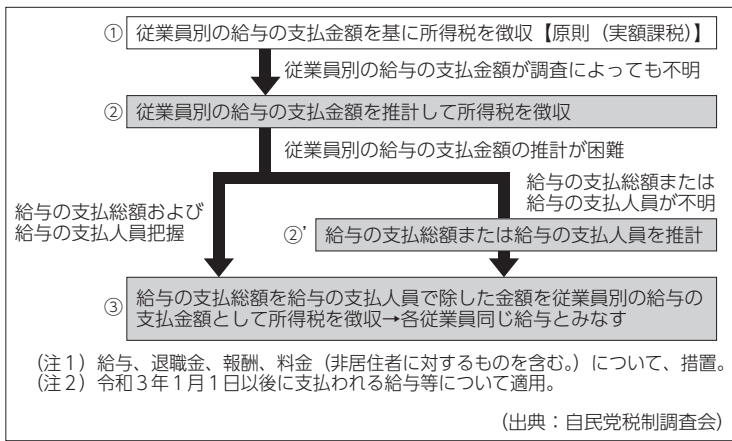
源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額を算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。源泉徴収税額は、源泉徴収税額表（月額表）に基づき、源泉徴収税額を算出した場合、源泉徴収税額は、算出した源泉徴収税額に算定される源泉徴収税額との差額を、源泉徴収税額として支払う。

経税部
だより

医院経営と源泉所得税

税理士
清家 裕

図2 源泉徴収における推計課税



（注1）給与、退職金、報酬、料金（非居住者に対するものを除く）について、措置。
（注2）令和3年1月1日以後に支払われる給与等について適用。

（出典：自民党税制調査会）

（「こう変わる!!令和2年度の税制改正 これだけはおさえておきたい!!」 奥村眞吾著 実務出版より引用）

2021年1月1日加入 受付締切迫る！10月25日まで

保険医年金

●年金受給時には10年・15年定額型、15年・20年
逓増型の4種類から選択（加入5年以上・受給開始年齢指定不要）
●急な出費にも1口単位で解約可能
●払い込みが困難なときには掛金中断、余裕ができた
ときには掛金再開
●万一の時はご遺族に全額給付

予定利率 **1.259%**

2019年度配当実績 **0.079%**
（繰上金をご加入では横立金が
掛け金を若干下回ります）

【問い合わせ：共済部 電話 06-6568-7438】

加入期間	元金	元利合計
10年	12,000,000円	12,441,000円
15年	18,000,000円	19,225,000円
20年	24,000,000円	26,415,000円
25年	30,000,000円	34,035,000円

【一時払】2口100万円

加入期間	保険医年金 元利合計
5年	1,036,600円
10年	1,098,600円
15年	1,164,400円
20年	1,234,000円

加入口数
●月払い：1口1万円
（通算30口まで）
●一時払：1口50万円
（新規40口・
増口20口まで）

加入資格
満74歳までの協会会員
※月払増口、一時払は満79歳まで